## 令和5年度 自己点検シート

(人員・設備・運営編)

## 看護小規模多機能型居宅介護

事業所番号: 33				
事業所名:				
点 検 年 月 日:令和	年	月	日(	)
点 検 担 当 者:				

## [凡例]

【地密 基準】:平成18年 3月14日厚生省令第34号 【地密 条例】:平成24年12月19日倉敷市条例第59号 【地密 規則】:平成25年 3月14日倉敷市規則第16号

【青】: 1. 単位数表編 (青本) 【赤】: 2. 指定基準編 (赤本)

「介護報酬の解釈(令和3年4月版)」(発行:社会保険研究所)

- ※運営指導は、原則として「標準確認項目」(自己点検シートの確認事項の欄に★が付いている項目)についてのみ確認を行いますが、指導中に詳細な確認が必要と判断した場合は、それ以外の項目についても確認させていただくことがあります。
- ※自己点検時には「標準確認項目」以外の項目についても**全て**適否を確認し、適否欄に に**∨**をしてご提出ください。
- ※該当事例がない項目については、確認不要です。

	確	認	事	項		適	否	根拠・確認書類
認めた要介護者 る能力に応じ自 能の維持又は回 において、又は 当該拠点におい 排せつ、食事等 うとともに、在 か。	しくは、7 について、 でした日子 でしたび生スの で、家庭的 で、介護その での療	かかりつい 、その利 、 常生活を 活機能の が が は 環境 の 他の も で し を も た で し た で し た に し の し た し の し の し の し の し の し ん の し ん し ん し ん し	けの医師が用者できない。 関本をはいるできませる。 はおいではは、おいでは、 はいでは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。	「看護サービスの必ら」 「居宅においてその」 「できるように、心っ 「上を目指し、その」 しくは短期間宿泊さい。 との交流の下で、プロ ではひび機能訓練 でするものとなって 説明する文書は、法	有け機器というでは、	□適		【地密基準第170条】 【地密条例第61条】 【赤P789】 ・運営規程 ・パンフレット等
第2 人員に関する ★1 従業者の (1) を護みででする。 ① を護利でいる。 のの用のがいる。 のの用のがいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	<b>3</b> 数   を当がに一分、に夜サ問ス置備 <b>基</b> のた3当ビう前よの一サ利かさでる時ビー用なれるご 度。間スビ者いてのはるご の 間スビ者いて	<ul><li>・ 関係</li><li>・ 関係</li></ul>	時をを2~と て芯を易きが開常増以な し 、)必合る前帯動す上く て 夜を要は。提のでをでいる。 しんの しんの しんの しんの しんしん しんしん しんしん しんしん しん	護小規模多機能型 活方法で、通いサービ に1以上、及び訪問 としているか。 よい。介護従業者全 か。ただし、新規の び深夜勤務を行う介 上、及び、宿直勤務 置しているか。 間及び深夜勤務を行 間及び深夜勤務を行 引サービス提供に必ずない体制が整備さ	ビ問体 場 護者 うな			【地密基準第171条】 【地密条例第62条】 【赤P790】 ・勤務実績表/タイム カード ・勤務体制一覧表 ・資格証 ・研修修了証
いれば、必ず、必ず、必ず、必ず、必ず、必ず、必ず、必ず、必ず、必ず、必ず、なだ。 一般をでで、ないで、では、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、	し用又療 ちちっ営含(業ス獲明るも者は養 1常でしめ 所及職員居事の当型 以勤いてる のび員 宅業処該医 上換るいこ 場訪で サージ しょう かいしょう しょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう しょう かいしょう しょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう しょう しょう かいしょう しょう かいしょう しょう かいしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう	所内に業施 者で。場が)はサる でで障にの 、	重する場合は がおけるに がおいするに がおいするに のののででである。 では、 のののでである。 では、 のののでである。 のののでである。 のののである。 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので。 のので、 のので。 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので。 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので。 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので。 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので。 のので、 のので、 のので。 のので、 のので、 のので。 のので	はない。 は、当該事業所の他 設(GH・地密特定 事することができる 師又は看護師か。 は、保健師、看護師 業を同一の事業所に 事業における勤務時	の・。 又お間 、 宅介	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	□否□□否□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	

確 認 事 項	適	否	根拠·確認書類
(サテライト事業所の場合は、本体事業所の介護支援専門員により居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する研修修了者で可) ② 都道府県及び指定都市が実施する「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を修了しているか。 ※ ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は当該事業所に併設する施設(GH・地密特定・地密特養・介護療養型医療施設)の職務に従事することができる。 (4) 看護小規模多機能型居宅介護事業所が、GH・地密特定・地密特養・介護療養型医療施設と併設している場合で従業者に事業所を兼務させている場合、それぞれの人員基準を満たしたうえで兼務させているか。	□適		
★2 管理者 (1) <u>専ら</u> その職務に従事する <u>常勤</u> の管理者か。 ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該事業所に併設する施設(GH・地密特定・地密特養・介護療養型医療施設)の職務に従事することができる。 (2) 以下のいずれかの要件を満たしているか。 ① 特養・老人デイ・老健・介護医療院・小多機・GH等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者で	□適□		【赤P795】 ・管理者の雇用形態が 分かる文書 ・管勤務実績表/タイ ムカード
都道府県及び指定都市が実施する「認知症対応型サービス事業管 理者研修」を修了しているか。(みなし措置あり)	□適		
② 保健師若しくは看護師資格を有する者か。  ③ 事業所の代表者  ※ 以下のいずれかの要件を満たしているか。 ① 特養・老人デイ・老健・介護医療院・小多機・GH等の従業者、訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者、又は保健医療サービス・福祉サービスの経営に携わった経験を有する者で  都道府県及び指定都市が実施する「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了しているか。(みなし措置あり) ② 保健師若しくは看護師資格を有する者か。		□否	【地密基準第173条】 【地密条例第64条】 【赤P796】 ・履歴書 ・研修修了証
<ul> <li>第3 設備に関する基準</li> <li>① 登録定員及び利用定員</li> <li>(1) 登録定員は29人以下(サテライト事業所は18人以下)となっているか。</li> <li>(2) 通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から15人まで(ただし、登録定員が26人又は27人の場合16人まで、28人の場合17人まで、29人の場合18人まで)(サテライト事業所は12人まで)となっているか。</li> <li>(3) 宿泊サービスの利用定員は、通いサービスの利用定員の3分の1から9人(サテライト事業所は6人)までとなっているか。</li> </ul>	□ □ 適 □ 適	□否	【地密基準第174条】 【地密条例第65条】 【赤P798】 ·登録者名簿

確 認 事 項	適	否	根拠・確認書類
<ul><li>★2 設備及び備品</li><li>(1) 事業所は、次の①~⑥を備えているか。</li></ul>			【地密基準第 175 条】
① 居間及び食堂 ア 機能を十分に発揮しうる適当な広さを有しているか。 イ (原則として)利用者及び従業者が一堂に会するのに十分な	□適□適	□否□否	・運営規程
広さを確保しているか。 ウ 同一の場所とすることができるが、それぞれの機能が独立し ていること(が望ましい)。	□適	□否	<ul><li>・平面図等</li><li>・設備・備品台帳</li><li>・変更届(写)</li></ul>
エ 通いサービスの利用定員が15人を超える場合、面積は利用 者1人あたり3㎡以上確保しているか。	□適	□否	
② 台所	□適	口否	
③ 宿泊室(宿泊利用定員数分) ア 一室の定員は1人となっているか。(夫婦での利用等必要と認められる場合は、2人部屋とすること可)	□適	□否	
イ 一室の床面積は、7.43㎡以上であるか。 ウ 個室(ア・イを満たすもの)以外の宿泊室を設置している場	□適□適	□否□否	
合は、1名当たりの面積が概ね7.43㎡以上であり、かつ、プライバシーが確保されているか。	凹。	Шβ	
④ 浴室	□適		
⑤ 消火設備(その他の非常災害に際して必要な設備)	□適		
⑥ トイレ・洗面設備等その他サービス提供に必要な設備・備品等		□否	
(2) 事業所は、住宅地内、又は、利用者の家族・地域住民と交流可能 な場所にあるか。	□適	口否	
第4 運営に関する基準			【地密基準第3条の7】
★1 内容及び手続の説明及び同意 (1) あらかじめ、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提	□適	□否	【地密規則第4条】 【赤P801】
(1) めらかしめ、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、徒 供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	山旭		【かr801】  ・重要事項説明書
※当該同意はできる限り書面によることが望ましい。			- <sup>・ 里安事</sup> 気配の音 - 利用契約書
・ 重要事項を記した文書は分かりやすく、不適切な事項や記載漏	一滴	□否	
れはないか。	_~=		
※重要事項最低必要項目			
①重要事項に関する規程の概要			
②従業者の勤務体制			
③事故発生時の対応			
④苦情処理の体制			
⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、			
実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)			
			【##
2 提供拒否の禁止 ・正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。	口海	□否	【地密基準第3条の8】 【地密条例第5条】
※正当な理由の例			【赤P802】
①事業所の現員からは利用申込に応じきれない。			<b>・</b> 利用申込受付簿
②利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である。			・要介護度の分布が分
③適切な看護小規模多機能型居宅介護を提供することが困難で			かる資料
ある。			
*要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。	□適	口否	

	確	認	事	項		適	否	根拠・確認書類
<ul><li>3 利用者の権利</li><li>・利用者の権利を</li><li>を活用できるよ</li></ul>	・擁護する	ため、必	要に応じて	て利用者	が成年後見制度	∄□適	□否	【地密条例第6条】
4 サービス提供区 ・居宅介護支援事 いるか。			i当な他の『	事業者等	音の紹介を行って	□適	□否	【地密基準第3条の9】 【地密規則第5条】 【赤P802】
★5 受給資格等の (1) サービス提って確認して ①被保保 ②要介護認 ③要介護認 ・確認した後は (サービス (2) 認定審査会 ビスを提供す	 供をか。 資等の有 定等の用者 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	無 効期間 へ被保険 保険者証 よ 最されて	者証を返去 を取り込/ いる場合/	即してい んでいな	いか。)	□適	□否□□否□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	【地密規則第6条】 【赤P802】 ・介護保険番号、有効 期限等を確認している
6 要介護認定等の (1) 要介護認定 を行っている ※必要な援助= ていない場合	の申請に位 等を受け か。 既に申請 は、利用者に は、有効	系る援助 ていない が行われ 申込者の <b>対し行わ</b> 期間の終	場合は、記 ているか。 意思を踏っ れていない れていなし	どうか確 まえて申 <b>ハケース</b> 0 日前カ	確認し、申請をし 請を促すこと。 <b>があった場合〕</b> いら、遅くとも3		□否	【地密基準第3条の1 1】 【地密規則第7条】 【赤P803】
★7 心身の状況等・ 介護支援専門 業所においては 担当者会議等を	等の把握 員(介護 本体事業 通じて、	支援専門 所の介護 利用者の	員を配置  支援専門   心身の状況	していな 員) が開 況、その	ないサテライト事 はなるサービス ででいる環 は状況等の把握に	1	□否	【地密基準第68条】 【地密規則第59条】 【赤P803】 ・サービス担当者会議 の記録 ・アセスメント記録
努めているか (3) サービス提 導を行うとと	ス事業者との密接 康管理を 。 供の終了 もに、居	その他保な連携に適切に行に際して	努めている うため、3 、利用者 援事業者	るか。 主治医と ・家族に に対する	の密接な連携に	□適	□否□□否	【地密基準第69条】 【地密規則第60条】 【赤P803】 ・サービス担当者会議 の記録
9 身分を証する。 * 身分を明らか ・ 証書等に、 (従業者の職績	にする書 事業所の名		<b>業員の氏名</b>	は記載さ	されているか。	□適□適	□否□否	【地密基準第70条】 【地密規則第61条】 【赤P804】 ・身分を証する書類

確 認 事 項	適	否	根拠・確認書類
<ul><li>初回訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められたときは 提示するよう従業者を指導しているか。</li></ul>	□適	口否	(事業者が発行した 証書、名札等)
★10 サービスの提供の記録 (1) サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供した具体 的なサービスの内容、利用者の心身の状況、保険給付の額その他 必要な事項を利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用 票等に記載しているか。	□適	□否	【地密基準第3条の1 8】 【地密規則第14条】 【赤P804】 ・サービス提供記録
(2) 利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法(利用者の用意する手帳等に記載する等)により、その情報を利用者に提供しているか。	□適	□否	・ ゲービ / 7 世   円 日   欧
★11 利用料等の受領 <b>[法定代理受領サービスに該当する場合]</b> (1) 「介護保険負担割合証」に記載された負担割合相当額の支払を 受けているか。	□適	□否	・運営規程 ・重要事項説明書
<ul><li>【法定代理受領サービスに該当しない場合】</li><li>(2) 10割相当額の支払いを受けているか。</li><li>基準額との間に不合理な差額が生じていないか。</li></ul>		□否□否	★「介護保険制度下で
<ul><li>〔その他の費用の支払を受けている場合〕</li><li>(3) 上記の費用のほか、次の①~⑥に掲げる費用以外の支払を受けていないか。</li></ul>	□適	□否	の介護サービスの対価 に係る医療費控除の取 扱いに係る留意点につ
① 「利用者の選定により通常の事業実施地域以外の地域に居住する 利用者に対して行う送迎費用」の支払を受けている場合は、運営規 程に従い適正に徴収されているか。	□適	□否	いて」参照
② 「利用者の選定により通常の事業実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合の交通費」の支払を受けている場合は、運営規程に従い適正に徴収されているか。	□適	□否	
③ 「食事の提供に要する費用」の支払を受けている場合は、運営規程に従い適正に徴収されているか。	□適	□否	
④ 「宿泊に要する費用」の支払を受けている場合は、運営規程に従い適正に徴収されているか。	□適	□否	
⑤ 「おむつ代」の支払を受けている場合は、運営規程に従い適正に 徴収されているか。 ⑥ 「その他の日常生活費」	□適	□否	
ア 上記①~⑤のほか、「その他の日常生活費」の対象となる便宜 の中で、支払を受けることができないもの(保険給付の対象とな っているサービス)が含まれていないか。	□適	□否	
イ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜の中で、保険給付の 対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名 目による費用の支払を受けていないか。	□適	□否	
ウ 「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行う ための実費相当額の範囲内で行われているか。	□適	□否	
(4) (3)の支払いを受ける場合には、その内容及び費用についてあらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得てい	□適	□否	

確 認 事 項	適	否	根拠・確認書類
るか。 「その他の日常生活費」とは区分される費用(嗜好品購入費等) についても同様の取扱としているか。 (5) 利用料等の支払いを受けた都度、領収証を交付しているか。 「預り金」による精算を実施している場合についても、同様の領	□適□適□適	□否□否□否	
収証及び出納の内訳を示す文書を交付しているか。 (6) 領収証については、保険給付に係る利用者負担部分と保険給付対象外のサービス部分(個別の費用ごとに明記したもの)に分けて記載しているか。	□適	□否	
*課税の対象外に消費税を賦課していないか。 (上記(3)については課税となる)	□適	□否	
12 保険給付の請求のための証明書の交付   <b>(法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合)</b>   ・ サービスの内容、費用の額等を記したサービス提供証明書を利用   者に交付しているか。	□適	□否	【地密基準第3条の2 0】 【地密規則第16条】 【赤P806】
13 指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針 (1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その 日標を記字し計画的に行われているか	□適	□否	【地密基準第176条】 【地密条例第68条】
目標を設定し計画的に行われているか。 (2) 自ら提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表 し、常にその改善を図っているか。	  □適 	□否	【赤P806】 ・居宅サービス計画書 ・小規模多機能型居宅 介護計画書 ・個人記録 ・評価を実施した記録
<ul> <li>★14 指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針         <ol> <li>利用者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行っているか。</li> <li>週1回の利用やほぼ毎日の宿泊など過少又は過剰と思われる利用方法について、運営推進会議に対して報告し評価を受けているか。</li> <li>宿泊者の増加で他の利用者が宿泊できない状況でないか。</li> <li>利用者一人一人の人格を尊重し、それぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮しているか。</li> <li>サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように、利用者の機能訓練及び日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。</li> <li>介護従業者は、懇切丁寧にサービス提供を行うことを旨とし、利用者・家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行っているか。</li> </ol> </li> <li>利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていないか。</li> </ul>		□否否□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	【地密基準第177条】 【地密条例第68条】 【赤P806】 ・利用者の記録、家族 へか東を ・利用を実施している場合) ・看護小規模多機能型 居宅介護計画書 ・・業務計画 ・研修記録

確 認 事 項	適	否	根拠・確認書類
① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等			
で縛る。 ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。			
③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。			
④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で			
縛る。			
⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかき			
むしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつけ			
5.			
⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、			
Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用			
<ul><li>① 立ら上がる能力のある人の立ら上がりを妨けるようないりを使用する。</li></ul>			
8 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣 (つなぎ服) を着せ			
る。			
<ul><li>⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも</li></ul>			
等で縛る。			
⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。			
⑪ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。			
※ その他、各施設において問題となっている事例を点検する。			
(6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時	□適	□否	
間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を			
記録しているか。	口淬		
なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考と	□適	□否	
して適切な記録を作成し、保存しているか。			
(7) 通いサービス利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態(登	□適	□否	
録定員の概ね3分の1以下)が続いていないか。	_~_		
(8) 登録者が通いサービスを利用していない日においても、可能な	□適	□否	
限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登			
録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供し			
ているか。			
① 通い・宿泊・訪問サービスを合わせて概ね週4回以上行っている	□適	□否	
か。 ② マン 女と 計明と ジュナゼ(() といりつと マン 書がらし	/ <del>*</del>		
② 通い・宿泊・訪問サービスを提供しない日であっても、電話による見守りを含め、何らかの形で関わっているか。	□週	□否	
る見ずりを含め、何らかの形で関わっているか。 (9) 看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携	口海	□否	
により、及び看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者	山地		
の心身の機能の維持回復が図られるものか。			
※看護サービスとは、看護小規模多機能型居宅介護のうち、看護師等			
(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚			
士)が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助			
(10) 看護サービスの提供に当たっては、適切な介護技術をもってサ	□適	□否	
ービスの提供を行っているか。			
(11) 特殊な看護を行っていないか。(広く一般に認められていない	□適	□否	
看護等については行ってはならない。)			

 	認	事	項		適	否	根拠・確認書類
15 主治の医師との関 (1) 常勤の保健師又 看護サービスが提 複数の医師から指 (2) 看護サービスの けているか。 (3) 主治医に看護小 型居宅介護報告書 ※医療機関が当該事業	は看護師は、 供されるよう 示書の交付を 開始に際し、 規模多機能型 を提出し、密 所を運営する	管理してい 受けること 主治の医師 居宅介護護 接な連携を 場合、主済	いるか。 (in the control of the contro	主治医以外のい) 示を文書で受 小規模多機能 が。 旨示、サービ	□適 □適	□否	居宅介護報告書
ス計画、訪問看護報 への記載をもって代			ク他の診療に	(関する記録			
★16 居宅サービス計 (1) 介護支援専門員 業務を行っている	が、登録者の	居宅サー	ごス計画の何	 作成に関する	□適	□否	【地密基準第74条】 【地密規則第63条】 【赤P808】
(2) 居宅サービス計 準第13条各号に	画の作成に当	•	.,		□適	□否	
① サービスの提供に	方法等について	て、利用者		_	□適	□否	の記録
解しやすいように記 ②居宅サービス計画の の支援を効果的につい じ、継続的かつ計画 いるか。また、支約 って継続が困難な、 してないか。	の作成に当たっ 行うため、利が 前的に居宅サー 品限度額の枠が	っては、利 用者の心身 - ビスの利 ぶあること	Y又は家族の 用が行われる のみで、特別	つ状況等に応 るようにして 定の時期に偏	□適	□否	・居宅サービス計画 ・支援経過記録等 ・モニタリング記録 ・看護小規模多機能型 居宅介護計画
<ul><li>③居宅サービス計画の外の保健医療サート発的な活動によるに位置付けるよう</li></ul>	ごス又は福祉サ	ナービス、	当該地域の何	主民による自	□適	□否	
<ul><li>④居宅サービス計画の</li><li>スの選択に資する</li><li>関するサービス内容</li><li>に対して提供している。</li></ul>	の作成の開始によう地域においない。 な、利用料等の	ける指定局	号宅サービン	ス事業者等に	□適	□否	
※特定の指定居宅サーの選択を求めず同- 宅サービス事業者)	ービス事業者に 一の事業主体 (	集合住宅	と同一敷地に	内等の指定居	□適	□否	
⑤利用者の有する能力に抱える問題点を見 とができるように 解決すべき課題の打握しているか。(H1	力、取り巻く環 月らかにし、利 支援する上で角 巴握に当たって	環境等の評 J用者が自 解決すべき ては、課題	価を通じて 立した日常な 課題を把握 分析標準項	、利用者が現 生活を営むこ しているか。	□適	□否	
<ul><li>⑥解決すべき課題の対</li><li>院中であることな</li><li>を訪問し、利用者</li></ul>	巴握(アセスァ ど物理的な理	メント) に 由がある場	当たっては、	川用者の居宅	□適	□否	
このとき、面接の	趣旨を利用者			ŭ .	□適	□否	
また、当該アセスラ	- 0	こついて記	録し、その詞	記録を5年間	□適	□否	

確 認 事 項	適	否	根拠・確認書類
保存しているか。 ⑦利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び地域における居宅サービス提供の体制を勘案して、解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標・達成時期、サービスの種類内容及び利用料、サービス提供上の留意	□適	□否	
事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しているか。 ⑧居宅サービス計画の原案の内容について、当該居宅サービス計画の 原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下「担当者」) からなる、サービス担当者会議(テレビ電話装置等を活用して行う ことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する 場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の 同意を得なければならない。)を適宜開催し、利用者の状況等に関 する情報を担当者と共有するとともに、専門的な見地からの意見を 求めているか。	□適	□否	
※ただし、以下のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めているか。 ・末期の悪性腫瘍の利用者の心身の状況等により、主治医等の意見を勘案して必要と認める場合 ・開催の日程調整を行ったがサービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合 ・居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変更の場合等	□適	□否	
※サービス担当者会議の要点、担当者への照会内容について記録し、	□適	□否	
5年間保存しているか。 ⑨計画の原案について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上 で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家 族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	□適	□否	
⑩居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用 者及び担当者に交付しているか。	□適	□否	
⑪居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めているか。	□適	□否	
②計画作成後においても、実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む)を行い、必要に応じて計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。 *モニタリングの実施(居宅介護支援経過の記載内容) モニタリングを通じて把握した、利用者やその家族の意向・満足度等、援助目標の達成度、事業者との調整内容、居宅サービス計画の変更の必要性等について記載する。	□適	□否	
②指定居宅サービス事業者等から提供を受けた利用者の服薬状況、口 腔機能、その他の利用者の心身の状況等の情報のうち必要と認める ものを、利用者の同意を得て主治医等へ提供しているか。	□適	□否	
④モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより、行われているか。	□適	□否	

確 認 事 項	適	否	根拠・確認書類
イ 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接す	□適	□否	
<u>ること。</u>			
ロ <u>少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。</u>	□適	□否	
※特段の事情について、具体的な内容を記録しているか。	□適	□否	
※モニタリングの結果の記録は、5年間保存しているか。	□適	□否	
⑤次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居	□適	□否	
宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地			
からの意見を求めているか。やむを得ない理由がある場合について			
は、担当者に対する照会等により専門的な見地からの意見を求めて			
いるか。			
イ 要介護認定 → 要介護更新認定			
ロ 要介護認定 → 要介護状態区分の変更			
⑩居宅サービス計画の変更時においても居宅サービス計画時と同様	□適	□否	
に定めが守られているか。 (⑫における変更)			
⑪適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に	□適	口否	
提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を			
営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設			
等への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設等への紹介			
その他の便宜の提供を行っているか。			
※なお、介護保険施設等への紹介に当たっては、主治医に意見を求め	□適	□否	
ているか。			
®介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者等から依	□適	□否	
頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行ができるよ			
う、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行っているか。	一本		
⑩利用者が医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、 またみどめ、利用者の母亲な得て主治医療に発見させぬるよう。	□適	□否	
あらかじめ、利用者の同意を得て主治医等に意見を求めるととも に、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画を当該主治医等			
に、日該思見を踏まれて呼吸した店七リーに入計画を日該主任医等 に交付しているか。			
※意見を求める主治医は、要介護認定申請のための主治医意見書を記			
載した医師に限定されないことに留意すること。			
②医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合に、主治	口海	□否	
医の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点			
を尊重してこれを行っているか。			
②居宅サービス計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を位置付	□谪	□否	
ける場合は、サービス担当者会議を開催して、その利用の妥当性を			
検討し、必要な理由を記載しているか。			
※福祉用具貸与については、居宅サービス計画作成後必要に応じて随	□適	□否	
時サービス担当者会議を開催して、継続の必要性について検証し、			
継続の必要がある場合は、その理由を当該計画に記載しているか。			
※福祉用具貸与については以下の項目に留意しているか。	□適	□否	
ア 軽度者(要介護1の者をいう。ただし、自動排泄処理装置(尿の			
みを自動的に吸引する機能のものを除く。) については、要介護1、			
2及び3の者をいう。)の居宅サービス計画に位置付ける場合には、			
「厚生労働大臣が定める者等」第31号のイで定める状態像の者で			
あることを確認するため、直近の認定調査票の必要な部分の写し			
(以下「調査票の写し」)を市町村から入手しているか。 (あらかじ			
め同意を得ていない場合は、本人に情報開示させ、それを入手して			

確 認 事 項	適	否	根拠・確認書類
いるか。) イ 当該軽度者の同意を得た上で、指定福祉用具貸与事業者に調査等の写しの内容が確認できる文書を送付しているか。 ウ 車いす及び移動用リフト(つり具の部分を除く)については、記認定調査結果による以外、「日常生活範囲における移動の支援等に必要と認められる者」及び「生活環境において段差の解消が要と認められる者」に該当するか否かについて、主治医の意見を設定して、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマジメントを通じて判断しているか。 エ 基本調査の結果にもかかわらず、「福祉用具貸与の例外給付の象とすべき状態像i)からii)」に該当する者に対象外種目を貸する場合 ・医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ・サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されていることを・市町村が書面等確実な方法により確認しているか。 ②利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は市町村による指定に係る居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って計すを作成しているか。 ③地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域ケア会議から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には協力するよう努めているか。	上	□否	
17 法定代理受領サービスに係る報告 ・ 事業者は、毎月、市町村(国保連)に対し、居宅サービス計画にいて位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領ービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書(給付理票)を提出しているか。	+	□否	【地密基準第75条】 【地密規則第64条】 【赤P809】 ·給付管理票控
18 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 ・ 利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要支持 認定を受けた場合等申出があった場合には、当該利用者に対し、 近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	直	□否	【地密基準第76条】 【地密規則第65条】 【赤P809】 ・書類送付に関する記録
<ul> <li>★19 看護小規模多機能型居宅介護計画及び報告書の作成</li> <li>(1) 介護支援専門員(介護支援専門員を配置していないサテライ型事業者にあっては、研修修了者で可)が、看護小規模多機能型に宅介護計画の作成に関する業務を行っているか。</li> <li>(2) 計画の作成に当たっては、看護師等(看護サービスの提供を行う従業者)と密接な連携を図りつつ行っているか。</li> <li>(3) 計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会は提供等により、利用者の多様な活動の機会の確保に努めているかの</li> <li>(4) 計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般の状況及び望を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議は上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスに容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成していたか。</li> </ul>	宝 一	□否	【赤P809】 ・看護小規模多機能型 居宅介護計画 ・アセスメント記録

確認事項	適	否	根拠・確認書類
当該計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案 し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを 組み合わせた看護及び介護を行っているか。	□適	□否	
サービス内容等への利用者の意向の反映の機会があるか。 (5) 看護小規模多機能型居宅介護計画の(目標及び)内容等につい て、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得てい るか。	□適□適		
(6) 看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しているか。 (7) 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後、その計画の実施状 況及び利用者の様態の変化等を把握し、必要に応じて計画の変更 を行っているか。	□適□適	□否□	
(8) 看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う際も(2)から (6)に準じて取り扱っているか。	□適	□否	
(9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所で短期利用型居宅介護費を 算定する場合、居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事 業者から看護小規模多機能型居宅介護計画の提供の求めがあった 際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を提供することに 協力するよう努めているか。	□適	□否	
(10) 看護師等(准看護師を除く)は、訪問日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成しているか。 ※医療機関が当該事業所を運営する場合、看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出は診療録その他の診療に関する記録への記載をもって代えることができる。 常勤の保健師又は看護師は、看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行っているか。	□適	□否	
★20 介護等 (1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう(自主性を保ち、意欲的に日々の生活	□適	□否	【地密基準第78条】 【地密規則第67条】 【赤P811】
を送ることができるよう)適切な技術をもって行われているか。 (2) 利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点に おける介護従業者以外の者による介護を(例えば、一部を付添者 等により)受けさせていないか。	□適	□否	・看護小規模多機能型 居宅介護計画 ・サービス提供記録 ・業務日誌
(3) 地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じた食 事を提供するよう努めているか。(独自基準)	□適	□否	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
(4) 食事、清掃、洗濯、買物等の家事や園芸、農作業、レクリエーション、行事等を、可能な限り利用者と介護従業者が共同で行うよう努めているか。	□適	□否	
21 社会生活上の便宜の提供等 (1) 利用者の外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた社会	□適	□否	【地密基準第79条】 【地密規則第68条】
生活の継続のための支援に努めているか。 (2) 郵便、証明書の交付申請等の手続について、必要に応じた代行を、原則としてその都度同意を得て行っているか。 ① 金銭に係るものは、事前に書面により同意を得ているか。	□適□適	, ,	【赤P811】
② 代行後は、その都度本人に確認を得ているか。	□適		

確認事項	適	否	根拠・確認書類
(3) 常に利用者の家族との連携を図るとともに、会報の送付、行事 への参加の呼びかけ等により、利用者と家族との交流等の機会の 確保に努めているか。	□適	□否	
<ul> <li>22 利用者に関する市町村への通知</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</li> <li>①正当な理由なしに訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められる。</li> <li>②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとした。</li> </ul>	□適	□否	【地密基準第3条の2 6】 【地密規則第20条】 【赤P811】 ・市町村に送付した通 知に係る記録
★23 緊急時等の対応  ・ サービス提供時、利用者に病状の急変が生じた場合等は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を、事業所において講じているか。	□適	□否	【地密基準第180条】 【地密規則第148条】 【赤P812】 ・緊急時対応マニュア ル
・ サービス提供時、利用者に病状の急変が生じた場合等は、看護職 員は、必要に応じて臨時応急の手当てを行っているか。	□適	□否	・サービス提供記録
24 管理者の責務 (1) 管理者は、当該事業所の従業員の管理、利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 管理者は、従業員に「運営に関する基準」を遵守させるための指揮命令を行っているか。 ・管理者は、従業員が利用者から多額の現金や預金通帳等を預かることがないように指導しているか。	□適		5】 【赤P812】 ・組織図
<ul> <li>★25 運 営 規 程</li> <li>※運営規程に次の①~⑪が記載されているか。</li> <li>①事業の目的及び運営の方針</li> <li>②従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>③営業日及び営業時間</li> <li>④登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員</li> <li>⑤看護小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>⑥通常の事業の実施地域</li> <li>⑦サービス利用に当たっての留意事項</li> <li>⑧緊急時等における対応方法</li> <li>⑨非常災害対策</li> <li>⑩虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>※今和6年3月31日までの間は努力義務とする。</li> <li>⑪その他運営に関する重要事項</li> <li>※運営規程は、実際に行っているサービスの内容と合致しているか。</li> </ul>	□適		【地密基準第81条】 【地密規則第70条】 【赤P812】 ·運営規程
★26 勤務体制の確保等 (1) 適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定め ているか。(勤務計画が作成されているか。)	□適	□否	【地密基準第30条】 【地密規則第43条の 7】
・ 原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、職務の内	□適	□否	

確 認 事 項	適	否	根拠・確認書類
容、常勤・非常勤の別、専従の職員の配置、他職種との兼務関係等 を明確にしているか。 (2) 当該事業所の従業者(雇用契約、労働者派遣法に規定する労働 者派遣契約等によって、管理者の指揮命令下にある介護従業者等) によってサービスの提供が行われているか。	□適	□否	・雇用の形態(常勤・ 非常勤)がわかる文 書 ・研修計画、実施記録 ・ハラスメント防止の
・ 調理・洗濯・清掃等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務 の委託を行っている場合、その内容は適切か。	□適	□否	ための事業主の方針
(3) 従業員の資質の向上のため、(内部)研修等を実施しているか。 研修機関が実施する各種研修への参加の機会を確保しているか。 ・全ての従業員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 ※令和6年3月31日までの間は努力義務とする。 (4) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ※顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のための取組についても、併せて行うよう努めること。	適適適□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	□否□□否□□否□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	★「事業主が職場における性的な言動に関して雇用管理上講ずべき措置をいての事業主が職場におります。 「事業主が職場におります。 「事業主が職場における優越に対ける優越に対けるとした言動に対して雇用管とした計算を対ける。 は、対してを対してを対してを対してを対してを対してを対してを対してを対してを対して、対して、対しては、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、
<ul> <li>★27 定員の遵守</li> <li>※ 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスの提供を行っていないか。ただし、下記に該当する場合、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないとする。</li> <li>・登録者の介護者が急病のため、急遽、事業所において通いサービスを提供する場合(通い)</li> <li>・事業所において看取りを希望する登録者に対し、宿泊室においてサービスを提供した場合(通い)</li> <li>・登録者全員を集めて催しを兼ねたサービスを提供する場合(通い)</li> <li>・上記に準ずる状況により特に必要と認められる場合(通い・宿泊)</li> </ul>	適	□否	【地密基準第82条】 【地密規則第71条】 【赤P816】 ・利用者名簿 ・業務日誌等
<ul> <li>★28 業務継続計画の策定等</li> <li>(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス 提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務 再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計 画に従い必要な措置を講じているか。</li> <li>(2) 業務継続計画を看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知する とともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施して いるか。</li> <li>(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画を変 更しているか。</li> </ul>	適	□否	【地密基準第3条の30の2】 【地密規則第24条の 2】 【赤P817】 ・業務継続計画 ・研修計画、実施記録 ・訓練計画、実施記録 ★「介護施設・事業所 における新型コロナウ
【令和6年3月31日までの間は努力義務とする。】			イルス感染症発生時の 業務継続ガイドライ ン」及び「介護施設・ 事業所における自然災 害発生時の業務継続ガ イドライン」参照

確 認 事 項	適	否	根拠・確認書類
★29 非常災害対策(独自基準) (1) 利用者の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた具体的な計画を策定しているか。	□適	□否	【地密基準第82条の 2】 【地密条例第7条】 【赤P819】
(2) 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備しているか。	□適	□否	
(3) 上記(1)、(2)について、定期的に従業者に周知しているか。 (4) (1)の計画に従い、実効性の確保された避難又は救出に係る訓練その他の必要な訓練を、定期的に行っているか。	□適□適		
(5) (4)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	□適	□否	
(6) あらかじめ、関係自治体、地域住民、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めているか。	□適	□否	
(7) 非常災害が発生した場合において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者を受入れることができるよう努めているか。	□適	□否	
【防火管理者の選任義務がある防火対象物=収容人員(従業者と利用 者数を合算)が30人以上】			
<ul><li>※ 消防計画があるか。消防計画を届け出ているか。</li><li>※ 消防計画の策定及び消防業務の実施は、防火管理者が行っている</li></ul>	□適 □適		
か。 ①延べ面積300㎡以上=甲種防火管理講習修了者 ②延べ面積300㎡未満=甲種又は乙種防火管理講習修了者			
【防火管理者の選任不要=収容人員(従業者と利用者数を合算)が3 0人未満】			
※ 防火管理について責任者を定め、消防計画に準ずる計画の樹立等 の業務を行わせているか。	□適	□否	
★30 衛生管理等 (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水 の衛生管理をしているか。	□適	□否	【地密基準第33条】 【地密規則第43条の 9】
(2) 食中毒及び感染症が発生、まん延しないよう必要な措置を講じているか。	□適	□否	- 【赤P819】 ・受水槽の清掃記録
<ul><li>・必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っているか。</li></ul>	□適	□否	
・インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症 対策等については、別途通知による適切な措置を講じているか。	□適		査結果
・循環式浴槽の場合、適切な管理を行っているか。 ・空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	□適□適□	□否	・消毒、換水、清掃などの記録
(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を	□適□適	□否□□否	・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会名
一	□適		簿、委員会の記録

確認事項	適	否	根拠・確認書類
・専任の感染対策を担当する者を決めているか。 ③従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施しているか。	□適	□否	予防及びまん延の防止 のための指針 ・研修の記録 ・訓練の記録
【(3)については、令和6年3月31日までの間は努力義務とする。】			★「介護現場における 感染対策の手引き」参 照
31 協力医療機関	適適適適	□否□□否	【赤P821】
取り決め、円滑な協力を得られる体制を整えているか    32 掲 示   (1) 重要事項を記載した書面を見やすい場所に掲示又は自由に閲覧できる状態にしているか。(場所、文字の大きさ)(2) 掲示事項はすべて掲示されているか。   ①運営規程の概要 ②従業者の勤務体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制 ⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況(※)	□適		【地密規則第26条】
※実施の有無、直近の実施年月日、実施評価機関、評価結果の開示  ★33 秘密保持等  (1) 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持のため、必要な措置を講じているか。 ・利用者の個人記録の保管方法は適切か。  (2) 従業者が退職した後においても、必要な措置を講じているか。 (例えば、従業者の雇用時等に取決めなどの措置を行っているか。)  (3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	適適適	□否□	【地密条例第8条】 【赤P822】 ・個人情報同意書 ・従業員の秘密保持誓
★34 広 告 (1) 虚偽又は誇大な内容の広告となっていないか。 (2) 広告の内容が、事業所の概要や運営規程と異なる点はないか。 (一部のサービスのみ行うような広告となっていないか。)	□適□適		_
35 居宅介護支援事業者等に対する利益供与の禁止 ※居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、金品その他の財産上	□適	□否	【地密基準第3条の3

確	認	事	項		適	否	根拠・確認書類
の利益を供与していた	えいか。						【地密規則第28条】 【赤P823】
★36 苦情処理 (1) 苦情を受け付ける ・相談窓口、苦情を ・苦情に対する措施ともに事業所に対 ・利用申込者又はそう (2) 苦情を受け付ける ・記録は5年間保存を ・苦情に対して速める ・苦情の内容を踏る	型理の体制及で 置の概要についるだ るの家族に適ら を場合、受付し をしているか。 なかに対応して	ボ手順等が いて重要事 か。 切に説明し 日、内自 <u>(独自基</u> ているか。	¥項説明書に記載 ないるか。 ≰を記録している <u>(準)</u>	か。	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	□否□□否□□□	【地密基準第3条の3 6】 【地密条例第9条】 【赤P823】 ・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル
(3) 市町村が行う調査 な改善を行っている	5か。		.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		□適	□否	
(4) 市町村からの求る に報告しているか。		合には、(	3)の改善内容を	市町村	□適	□否	
(5) 国民健康保険団(受けた場合に必要)			協力し、指導又は	:助言を [	□適	□否	
(6) 国民健康保険団 改善内容を国民健康				(5)の[	□適	□否	
37 調査への協力等 (1) 利用者の心身の場 かどうかを確認する 本市から指導またる 助言に従って必要を (2) 市町村に対し、	るために本市が は助言を受けた な改善を行って	が行う調査 こ場合にお ているか。	Eに協力するとと Sいては、当該指	もに、	□適 □適	□否□□否	【地密基準第84条】 【地密規則第73条】 【赤P824】
者等の資格や研修の 一般に公表するよ			出するとともに	、自ら			
★38 地域との連携 (1) 利用者、利用者の 包括支援センター職員 る者等による運営とする。 にあってはればなか。 (2) 運営推進会会議に ・ 1年に1回自主に ・ 1年に1回自主に ・ 運営推進会表 ・ 1年に4回自主に ・ 1年に4回自にいる ること。 イ 自ご評価を基に、 ・ 1 ・ 1 年におる	意、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	東で用舌、 めく善と観に 業多電者用概 祝会びにかた が能装はつ2ヶ 幸設質にかた がずる かんがん がっこう かんしょう かんしょう おいかん がいいん かんしょう おいいん かんしょう かいしょう はいいい かいしょう はいいい はいしょう はいしょう かいしょう はいしょう かいしょう はいしょう はいしょう かいしょう かいしょう はいしょう はいしょう かいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいいん きんしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう かいしょう はいしょう はいまり はいまい はいしょう はいしょう はいいしょう はいしょう はいしょく はいしい はいしょく はいしゃく はい	是居宅介護に知見 登等を活用して加書 でのでは、 でのでがでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでがでが、 でのでがでがでがでが、 でのででがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでが	をうるの識 け てい外留すと合意を と 、て部す	□ 適		【地道基準第34条】 【地密規則第43条の1 0】 【赤P824】 ・運営推進会議録 ・活動報告書 ・交流記録 ・スタッフ個別評価 ・事業所自己評価 ・外部評価(地域かかわりシート) ・サービス評価総括表

確 認 事 項	適	否	根拠・確認書類
ロ 外部評価は、運営推進会議において、利用者、市職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価をしているか。 ハ 市職員又は地域包括支援センター職員、看護小規模多機能型居宅介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者が参加しているか。 ニ 自己評価及び外部評価の結果を利用者及び利用者家族へ提供しているか。また、介護サービス情報公表システム等を活用し当該評価結果を公表しているか。(法人のホームページへの掲載、事業所内での掲示、市窓口や地域包括支援センターへの掲示等による公表でも良い)			
ホ 実施に当たり平成25年度老人保健健康増進等事業「運営推進会議等を活用した看護小規模多機能型居宅介護の質の向上に関する調査研究事業」を参考に行っているか。 (3) 運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととするとともに、外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行っているか。 (4) (2)の報告、評価、要望、助言等について記録し、その記録を	□適		
公表しているか。 (5) 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、	□適	□否	
地域との交流に努めているか。 (6) 利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談・援助を 行う事業等(介護相談員派遣事業ほか)を積極的に受け入れる等	□適	□否	
、市町村との密接な連携に努めているか。 (7) 当事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合に、当該建物以外に居住する者に対してもサービスを提供しているか。(同一建物居住者のみを対象とした「囲い込み」による閉鎖的サービス提供がなされていないか。)	□適	□否	
39 居住機能を担う併設施設等への入居 ※利用者が、居住機能を担う施設へ入所等を希望した場合は、円滑に それらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努め ているか。	□適	□否	【地密基準第86条】 【地密規則第75条】 【赤P827】 ・利用者個人記録
<ul> <li>★40 事故発生時の対応</li> <li>(1) 事故発生時の市町村、家族、居宅介護支援事業者等に対して連絡体制が整えられているか。</li> <li>・事故発生時の対応方法が定められているか。</li> <li>・損害賠償保険に加入しているか。(又は賠償資力を有するか。)</li> <li>(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。</li> <li>・記録は5年間保存しているか。(独自基準)</li> <li>・報告義務のある案件(医療機関への受診を要する事故など)については市指導監査課へ報告しているか。</li> <li>・事故が生じた場合は、その原因を解明し、再発防止策を講じているか。</li> <li>(3) 賠償すべき事故が生じた場合、速やかに損害賠償を行っているか。</li> </ul>		□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	【地密基準第3条の3 8】 【地密規則第30条】 【赤P827】 ・事故対応マニュアル ・事故記録 ・保険証書
★41 虐待の防止			【地密基準第3条の38

	確	認	事	項		適	否	根拠・確認書類
いるか。 ①虐待の防止のた 結果を看護小規 ②虐待の防止のた 者虐待防止法の超 ③看護小規模多機 研修を定期的 ④①~③の措置を 【 <b>③の研修の実施</b> 』 力義務とする。】	はその 再発 に 関 で は で の 対 機 能 が を を を を を を を を を を を を を を を を を を	を を 型整 を を を を を を を を を を を を を	る た る 護 で れ で で に で に で も の は い の い の い の の の の の の の の の の の の の	次に掲げ 会を等また、 るか。 あか。 がいるを置い 16年3月31	出しているか。 <u>当該指針は高齢</u> の防止のための いているか。	□ □ 適 □ 適 □ iiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiii	□否□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	の2】 【地密条例第6条の2】 【赤P828】 ・委員会の開催記録 ・虐待の発生・再発防 止の指針 ・研修計画、実施記録 ・担当者を設置したこ
律第21条)	D防止、高	齢者の養	護者に対	対する支持	ならないこと。 爰等に関する法 <b>:従業者が把握し</b>			【地密基準第3条の
※事業所ごとの経理 (看護小規模多機能 分しているか。)			*	その他のヨ	事業の会計を区	□適	□否	
令、税法、会社 (2) 利用者に対す の記録を整備し 基準) 諸記録…①居宅 ② 3身状・ ④ 3身状・ 車管 ので、 ※「看具市で ので、 のサービス提供	出た。 一とでは、 は、 は、 は、 では、 では、 では、 では、 では、	に規告 計機様急よ機ビ知の事に固基模の 画能態やる能スに記故係々づ多か 居びを示居内る 際報利	整能の 宅時得の宅容記 し告用備型年 護、い書護の 採評に	ているか。 宅介存して 計でで 中でで 中でで 中でで 中でで 中でで 中でで 中でで 中でで 中でで	でいるか。(独自 利用者の心身の み の記録 助言等の記録	□適	□否□□否□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	【地密基準第181条】 【地密規則第149条】 【赤P831】
第5 変更の届出等・変更の届出が		巨について	には、適	切に届出	されているか。	□適	□否	【介護保険法第78条の5】

確 認 事 項	適	否	根拠・確認書類
<ul> <li>事業所の専用区画は届出ている区画と一致しているか。</li> <li>管理者は届出ている者と一致しているか。</li> <li>介護支援専門員は届出ている者と一致しているか。</li> <li>運営規程は届出ているものと一致しているか。</li> <li>変更の届出は変更後10日以内に行っているか。</li> </ul>	□■適適適適	□否□	【介護保険法施行規則 第131条の13】
第6 介護給付費の算定及び取扱い  1 基本的事項  (1) 所定単位数(割引の届出があればその額)により算定されてい	□適	口否	<ul><li>・介護給付費請求(明細)書</li><li>【青P562】</li></ul>
るか。 (2) 「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に報酬告示別表に定める 単位数を乗じて算定されているか。 (事業所所在地が岡山市以外=その他地域、1単位10円)	□適	口否	
(3) 1円未満の端数を切り捨てているか。 ※[基本単位及び加算については、介護報酬編により自己点検]	□適	□否	
第7 業務管理体制の整備等 (1) 業務管理体制届出書を提出しているか。 (法人全体で国、県、市へ)	□適	□否	【介護保険法第115条 の32】 【赤P1545】
(2) 届出先や届出事項等に変更が生じた場合、速やかに必要な届け出を行っているか。 (3) 法令遵守責任者名等、届出の内容が従業者に周知されているか。	□適□適		
第8 介護サービス情報の公表 (1) 当該年度の報告依頼通知があったとき、介護サービス情報公表システムの入力を行っているか。 (2) 当該年度に修正があった場合入力を行っているか。	□適	□否	【介護保険法第115条 の35】 【赤P1562】
(3) 公表内容は、サービスの実態と乖離していないか。	□適	口否	